

妊婦・産婦健康診査の払い戻し申請のご案内

- 新潟市に住民票がある方が対象となります。
- 妊婦健康診査、産婦健康診査どちらも申請する場合は、それぞれの申請書の提出が必要です。

母子健康手帳交付後、県外の医療機関・助産所で妊婦・産婦健康診査を受診した際に妊婦・産婦健康診査費（保険適用外）を自己負担した方は、右記の上限額の範囲で新潟市が助成をしますので、下記の手続きをしてください。

《申請締切》 最後の妊婦・産婦健康診査受診日から1年以内

《申請方法》 どちらの方法でも申請できます。

- 必要書類を同封して下記担当あてに郵送
(郵送の場合は、切手の不足がないようご確認ください)
- 区役所健康福祉課に必要書類を持参
※出張所、連絡所、地域保健センターでは手続きできません。

《助成方法》 申請書に記載された振込先口座に、申請の翌月末頃までに振込みます。

《必要書類》

- ① 妊婦・産婦健康診査費払い戻し申請書 ※太枠内に記入をしてください。
(新潟市ホームページ>子育て・教育>妊娠・出産・子育て>妊娠・出産>妊婦の健康診査または産婦の健康診査>妊婦健康診査または産婦健康診査よりダウンロードできます。)
 - 同意書の内容に同意できない場合は、住民票と受診医療機関の明細書を添付してください。同意書がなく、明細書で産婦健康診査の内容が確認できない場合は、お支払いができないことがあります。
 - 申請書の「受診状況」は、母子健康手帳を参考に受診年月日、その日の受診票の使用の有無、受診した医療機関名を記入してください。受診した全ての妊婦・産婦健康診査について記載が必要です。(母子健康手帳確認場所：妊婦健康診査は「妊娠中の経過」ページ、産婦健康診査は「出産後の母体の経過」ページ)
- ② 口座番号、名義人(カタカナ)の記載されている通帳のコピー
※旧姓の口座を指定する場合は、振り込みが完了するまで口座変更や解約は行わないでください。
※旧姓の場合は、旧姓が確認できる本人確認書類(運転免許証両面、旧姓が併記されたマイナンバーカードなど)のコピーが必要です。
 - 振込先名義が産婦本人以外(夫の銀行口座など)の場合は委任状が必要です。
(委任状は新潟市ホームページ>子育て・教育>妊娠・出産・子育て>妊娠・出産>妊婦の健康診査または産婦の健康診査>妊婦健康診査または産婦健康診査よりダウンロードできます。)
- ③ 使用せずに残った受診票(医療機関の記載の有無に関わらず、残っている受診券は添付してください。)
- ④ 受診時の領収書とその明細書(どちらも原本、払い戻し手続き後に担当課より返却します。)
- ⑤ 母子健康手帳「妊娠中の経過」「検査の記録」「出産後の母体の経過」ページのコピー
妊婦健康診査：「妊娠中の経過」「検査の記録」
産婦健康診査：「出産後の母体の経過」 コピーの右上に申請者氏名を記入してください。

《妊婦健康診査上限額》(R4.4.1~)

初回	(血液検査、超音波検査、子宮頸がん検査あり)	25,430円
4回	(超音波検査あり)	9,840円
7回	(超音波検査、クラミジア検査、貧血検査、血糖検査あり)	17,050円
10回	(B群溶血性レンサ球菌検査あり)	8,760円
11回	(超音波検査、血算検査)	11,670円
その他	(基本的な妊婦健康診査のみ)	5,060円

《産婦健康診査上限額》(R6.4.1~)

各回	5,000円(問診・診察、体重・血圧測定、尿検査、エジンバラ産後うつ病質問票を実施した場合)
----	--

【問合せ先及び送付先】

〒951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市こども家庭課 母子保健グループ

TEL: 025-226-1205

FAX: 025-224-3330